

令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金の
支給業務コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条 当コンソーシアムは、次の事業（以下「本件事業」という）を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 川崎市（以下「発注者」という。）の発注に係る令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給業務の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当コンソーシアムは、●●●●コンソーシアムと称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を●●県●●市●●●●丁目●番●号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、令和●年●月●日に成立し、本件事業の終了後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 本件事業を受注することができなかつたときは、当コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本件事業に係る契約を受注することができないことが確定された日に解散するものとする。

（コンソーシアムの構成）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- 県●●市●●●●丁目●番●号
- 株式会社
- 県●●市●●●●丁目●番●号
- 株式会社
- 県●●市●●●●丁目●番●号
- 株式会社

（代表者の名称）

第6条 当コンソーシアムは、●●●●株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当コンソーシアムの代表者は、本件事業の実施に関し、当コンソーシアムを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び当コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務の分担)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

●●●●●●業務 ●●●●●株式会社

●●●●●●業務 ●●●●●株式会社

●●●●●●業務 ●●●●●株式会社

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件事業の運営に当たるものとする。

(構成員の連帯責任)

第10条 当コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、当コンソーシアムの構成員は、本件事業の運営に関して連帯して責任を負うものとする。

(構成員の個別責任)

第11条 当コンソーシアムの構成員がその分担に係る業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(取引金融機関)

第12条 当コンソーシアムの取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、当コンソーシアムの名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(経費の分担及び利益の分配等)

第13条 本件事業を実施するに当たって発生した共通の経費の分担及び利益の分配その他必要な事項については、運営委員会において決定するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(構成員の脱退)

第15条 構成員は、当コンソーシアムが本件事業における契約の履行を完了する日までは脱退することができない。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが本件事業における契約の履行途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、発注者が、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難と認めたときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員全員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 当コンソーシアムが解散した後においても、本件事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者●●●●株式会社外●社は、上記のとおり、コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者役職氏名)

印

構成員 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者役職氏名)

印

構成員 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者役職氏名)

印